

令和5年5月16日

第12497号

岡山県公報

発行 岡山県



目 次

担当課（室）

目 次

担当課（室）

【告 示】

- 岡山県県民生活関係手数料徴収条例第三条に規定する別に定める手数料の納付方法の廃止

（県例規集登載）

市町村課

- 保育士登録関係手数料の徴収事務の委託

- 特定計量器定期検査

- 保安林の指定の解除

- 土地収用法に基づく事業の認定

治山課

子ども未来課
工業技術センター

- 大規模小売店舗の新設に関する届出の総覽

監理課

- 土地改良区の定款変更の認可

耕地課

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

（県例規集登載）

選挙管理委員会

【選挙管理委員会】

- 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正

選挙管理委員会

令和5年5月16日 岡山県公報 第12497号

◎岡山県告示第二百七十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

令和五年五月十六日

岡山県知事 伊原木 隆太

一起業者の名称

美咲町

事業の種類

美咲町多世代交流拠点施設駐車場整備事業

起業地

1 収用の部分 岡山県久米郡美咲町原田字柴崎地内

2 使用の部分 なし

事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

美咲町多世代交流拠点施設駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第二十二号に掲げる「社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館」及び「図書館法（昭和二十五年法律第二百十八号）による図書館」並びに同上第三十一号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」に該当する施設を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である美咲町は、本件事業を美咲町新町建設計画（令和四年十二月変更）及び美咲町第三次振興計画（令和四年六月改訂）に位置付けており、本件事業に要する経費について財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足するとの寄与が見込まれる。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、本件事業は町役場や公民館、図書館、地域活性・交流センター等の行政サービス拠点を集約する美咲町多世代交流拠点施設において不足が見込まれる四十七台分の自動車駐車場を増設整備するものであること、(2)事業費が低廉で経済的合理性が図られることを条件として、複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等による環境影響評価の対象事業となつておらず、保護のため特別の処置を講すべき動植物が見受けられないこと、本件事業地内の土地における文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されていないことから、軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

令和5年5月16日 岡山県公報 第12497号

本件事業については、美咲町多世代交流拠点施設において不足が見込まれる駐車場を整備する事業であり、当該施設は令和六年度の完成予定であることから、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。したがつて、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

美咲町地域みらい課